

3 学年生徒 保護者様
卒業生生徒 保護者様

桜林高等学校
事務主任 伯耆原 秀夫

令和5年度用 日本学生支援機構 進学用(大学・短期大学・専修学校専門課程)
奨学金【給付・貸与】の予約申込について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素より本校の教育活動に対しまして、ご理解ご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、令和5年度(2023年度)進学予定者を対象とした予約申込のご案内を致します。
令和2年度(2020年度)に募集する予約採用から給付奨学金が拡充され所得要件も広がり真に支援が必要な方に対して拡充されております。
機構のホームページでご確認して頂き希望者は奨学金の希望種類を記入して申込用紙をクラス担任にご提出ください。

※ JASSO: 独立行政法人日本学生支援機構 <https://www.jasso.go.jp/>

希望者には別途、学校にて生徒へ書類一式をお渡し致します

[注意事項]

- ①給付以外は貸付金であり、返還の義務があります(就学支援金とは全く別の制度です)
- ②初回の入金は、令和5(2023)年5月～6月より月額での口座振込予定になります
進学先の入学金・前期の授業料等には間に合いませんのでご注意ください
- ③生徒を対象に「書類の配布会・説明会」を6月9日(木)よりクラスごとに実施予定です
- ④桜林高等学校での令和5年度用(2023年度)の進学用奨学金申込は、
3年次申請の1回(6月)のみとなります
- ⑤日本学生支援機構の奨学金は、進学後(大学・専門学校等)でも申請できます
高等学校での申込は予約申込です

申込期間：令和4年(2022年)5月16日(月)～6月3日(金)

申込期間を過ぎますと申請できませんのでご注意ください

提出先：クラス担任

お問合せ：事務室 進学用奨学金 担当 ほうきばら 伯耆原まで

平日 AM8:00～PM4:00 [043-233-8081]

1. 奨学金の種類

- 給付奨学金 原則返還不要
 - 第一種奨学金（無利息）
 - 第二種奨学金（利息付）
- } 奨学生本人名義の口座に毎月振込み、貸与終了（卒業）後に返還

2. 申込資格

2023年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込めます。

- (1) 2023年3月に初めて高等学校等(本科)を卒業予定の人
- (2) 初めて高等学校等(本科)を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の人

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード(若しくは、特別永住者証明書)のコピーの提出が必要です。

- (1) 法定特別永住者
- (2) 在留資格が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

※ 在留資格の記載が上記以外の場合([家族滞在]等)は採用されません。

※ 進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

3. 選考基準（学力基準）

奨学金の種類	基準
給付奨学金	申込時点で次の(1)又は(2)の <u>いずれかに</u> 該当する必要があります。 (1) 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で 3.5以上 であること (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること (学修意欲の確認は、面談の実施又はレポートの提出等により行います)
第一種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で 3.5以上 である
第二種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等

選考基準（家計基準） 給付奨学金対象者の要件

①収入基準

支援区分と収入基準(※1)	
【第Ⅰ区分】	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であり(※2)支給額算定基準額の合計が100円未満であること
【第Ⅱ区分】	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※3)の合計が100円以上25,600円未満であること
【第Ⅲ区分】	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) 収入については、2021年(1月～12月)の収入に基づく2022年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査されます。

(※2) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※3) 支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）★2（100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額＋調整額)に3/4を乗じた額となります。

【収入・所得の上限額の目安】 給付奨学金対象者の要件

※表内の数字はあくまで目安です（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	会社員 (年間の収入金額)			自営業者 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、母(ひとり親)	207	298	373	135	192	245
3人	本人、母(ひとり親)、中学生	221	298	373	147	196	250
4人	本人、親①、親②(無収入)、中学生	271	303	378	182	212	287
4人	本人、親①、親②(給与所得者)、中学生	親①:221 親②:115	親①:242 親②:155	親①:320 親②:155	親①:147 親②:115	親①:148 親②:155	親①:201 親②:155
5人	本人、親①、親②(パート)、大学生、中学生	親①:321 親②:100	親①:395 親②:100	親①:461 親②:100	親①:217 親②:100	親①:277 親②:100	親①:353 親②:100

【収入・所得の上限額の目安】 貸与奨学金対象者の要件

※表内の数字はあくまで目安です（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	会社員 (年間の収入金額)			自営業者 (年間の所得金額)		
		一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	本人、親①	779	1,036	707	371	628	321
3人	本人、親①、親②(無収入)	657	1,009	599	286	601	245
4人	本人、親①、親②(無収入)、中学生	747	1,100	686	349	692	306
5人	本人、親①、親②(無収入)、中学生、小学生	922	1,300	884	514	892	476

②資産基準 給付奨学金対象者の要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額未満であること
(生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円)

○資産に関する証明書(通帳の写し等)の提出は不要となります。

4. 支給金額 (給付奨学金)

世帯の所得金額に基づく区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円	38,300円(42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円	25,600円(28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円(11,100円)	22,300円	12,800円(14,200円)	25,300円

※生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

支給金額 (貸与奨学金)

奨学金の種類等	進学先	大学				短期大学・専修学校(専門課程)			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額				50,000円				50,000円
	以外の月額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
第二種奨学金		20,000円～120,000円(10,000円単位)							

令和5年度用(2023年度) 日本学生支援機構 進学用奨学金【給付・貸付金】

「書類配布・説明会」申込書

令和5年度用(2023年度)日本学生支援機構 進学用奨学金【給付・貸付金】予約申込を致します。

令和4年(2022)年 月 日

希望申請奨学金に○印をご記入下さい。(複数希望 可)

給付奨学金		第一種奨学金		第二種奨学金	
-------	--	--------	--	--------	--

3年 組 : 出席番号 [] ふりがな 生徒氏名

親権者氏名(続柄:) 印

電話番号 [自宅 携帯 勤務先 [勤務先名]]

※事務連絡に使用させていただきますので、平日【AM8:00~PM4:00】連絡のつく親権者様のご連絡先を記入ください

【注意事項】

- ①給付以外は貸付金であり、返還の義務があります(就学支援金とは全く別の制度です)
- ②初回の入金は、令和5年(2023年)5月から6月より月額での口座振込予定になります
進学先の入学金・前期の授業料等には間に合いませんのでご注意ください
- ③生徒を対象に「書類配布・説明会」を6月9日(木)からクラスごとに実施予定です
- ④桜林高等学校での令和5年度(2023年度)用の奨学金申込は、
3年次申請の1回(6月)のみになります
- ⑤日本学生支援機構の奨学金は、進学後(大学・専門学校 等)でも申請できます
高等学校での申込は予約申込です

申込期間 2022年5月16日(月) ~ 6月3日(金) 厳守
提出先: クラス担任
お問合せ: 事務室 進学用奨学金 担当 ほうきばら 伯耆原まで
平日 AM8:00~PM4:00 [043-233-8081]

担任記入欄

1年次評定	2年次評定	平均評定